

第6章 地域生活支援事業等

第1節 県地域生活支援事業

障害児者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者のニーズに応じた柔軟な形態の事業を計画的に実施します。

【 必須事業 】

(1) 専門性の高い相談支援事業

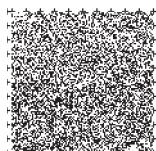
①発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援センター（県内2箇所）は、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児者（発達障害の疑いのある児者を含む。以下「発達障害児者」という。）への支援を総合的に行うことを目的とした専門機関です。発達障害児者とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障害児者とその家族等からのさまざまな相談に応じ、支援と助言を行っています。

また、成人の発達障害の方への支援を専門的に行う発達障害者就労支援センターを設置し、就労に係る相談や生活全般の相談に応じ、支援と助言を行うとともに、発達障害者を受け入れる一般企業や事業所への研修を行います。

■発達障害者支援センターの支援

	2018 年度 (平成30年度)	2019 年度 (平成31年度)	2020 年度 (平成32年度)
相談件数	1,100件	1,150件	1,200件
発達障害者支援地域協議会の開催回数	2回	2回	2回
関係機関への助言件数	15件	20件	25件
外部機関や地域住民への研修、啓発件数	25件	30件	35件



②高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

高次脳機能障害者の支援拠点となる機関として佐賀大学医学部附属病院を指定し、専任のコーディネーターを配置し、高次脳機能障害者に対する相談支援、関係機関への情報提供・調整、全国拠点機関等との連絡調整等を行います。

また、福祉的相談支援機関を設置し、就労や障害福祉サービス、日常生活等の相談支援を行います。

その他、高次脳機能障害支援推進委員会を設置し、関係機関との支援ネットワークの充実を図るとともに、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発事業、関係者及び県民対象の研修等を行い、高次脳機能障害者のニーズに応じた支援の推進を図ります。

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

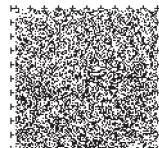
①手話通訳者養成研修事業

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基礎技術を習得した手話通訳者を養成します。

佐賀県聴覚障害者サポートセンターで計画的に養成講座を実施し、登録者の確保を図ります。

■手話通訳士・手話通訳者・手話奉仕員登録者数

2016(平成28)年度末	
手話通訳士	4人
手話通訳者	22人
手話奉仕員	37人



②要約筆記者養成研修事業

身体障害者福祉の概要や要約筆記の役割・責務等について理解ができ、要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成します。

佐賀県聴覚障害者サポートセンターで計画的に養成講座を実施し、登録者の確保を図ります。

	2016(平成28)年度末
登録者数	27人

③盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者通訳・介助員を養成します。

(3)専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

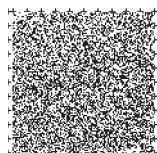
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、市町域を越える広域的な派遣、複数市町の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町での対応が困難な派遣等を可能とするため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

(※派遣を受けるには、要件があります。)

②盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。



(4) 広域的な支援事業

①相談支援体制整備事業

障害者の相談支援に関する知識・経験が豊富なアドバイザーを引き続き各圏域に配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進します。

②精神障害者地域生活支援広域調整等事業(災害派遣精神医療チーム(DPAT))

体制整備)

自然災害、犯罪事件及び航空機・列車事故等の大規模災害後における被災者及び支援者に対して、被災地域の都道府県の派遣要請により被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な精神医療チームの編成に向けた仕組みを構築します。

③発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

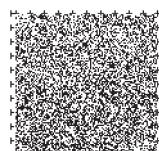
発達障害児者への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」(発達障害者支援法第19条の2第1項に規定する発達障害者支援地域協議会であり、以下「協議会」という。)を設置し、発達障害児者への支援体制の充実を図ります。

【 佐賀県独自の事業 】

(5) サービス・相談支援者、指導者育成事業

- 認定調査員等研修
- 居宅介護職員初任者研修
- 重度訪問介護、同行援護、行動援護従業者養成研修
- 相談支援従事者初任者、現任、専門研修
- サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修
- 音声機能障害者发声訓練指導者養成研修
- 精神障害関係従事者養成研修

※上記の研修については、第5章第1節サービスの提供に係る人材の研修(P54～P57)に記載しています。



(6) 日常生活支援

①オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練事業

オストメイトに対して、ストマ用装具に関する講習や社会生活に関する相談会を開催します。

②音声機能障害者発声訓練事業

疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対して発声訓練を行います。

(7) 社会参加支援

①手話通訳者配置

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を佐賀県聴覚障害者サポートセンターに配置します。

②字幕入り映像ライブラリーの提供

字幕又は手話を挿入したDVD等を作成し、佐賀県聴覚障害者サポートセンターにおいて貸し出しを行います。

③点字・声の広報等の発行

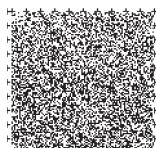
視覚障害者に対し、社会生活上必要な情報の提供を行うため、点字による広報誌等を発行します。

④点字による即時情報ネットワーク

視覚障害者に対し、パソコンネットワークを通じて点訳した新聞情報等を提供します。

⑤障害者等の情報通信技術(ICT)利活用への支援

障害児者の情報通信技術(ICT)の利用機会や活用能力の格差を図るために、障害児者に対しICT機器等の使用に関する支援を行うICTボランティアの養成やボランティアの派遣などを通じ、障害児者への総合的なサービスを提供します。



⑥佐賀県障害者社会参加推進センターの運営

佐賀県障害者社会参加推進センター(佐賀県身体障害者団体連合会内に設置)の運営に要する経費の一部を助成します。

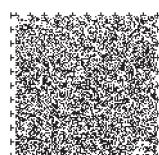
⑦スポーツ・レクリエーション教室開催

全国障害者スポーツ大会への参加を希望する身体・知的障害者を対象に選考会を開催し、選考後は全国大会参加選手に対して強化練習を実施します。

また、参加を希望するすべての身体・知的・精神障害者を対象としたスポーツ大会を開催します。

⑧文化芸術振興

障害者の作品展示・発表の機会を設け、優秀な作品に対して表彰等を行うことにより、障害者の創作意欲を助長するための支援を行います。



第2節 市町地域生活支援事業

障害児者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町を中心に地域の特性や利用者のニーズに応じた柔軟な形態の事業を創意工夫し効率的・効果的に実施します。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害児者の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。

(2) 自発的活動支援事業

障害児者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。

(3) 相談支援事業

障害児者、障害児の保護者又は障害児者の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用するすることが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

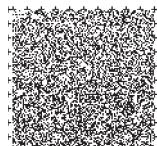
成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに障害がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う者の派遣や点訳等による支援を行います。

(7) 日常生活用具給付等事業

障害児者に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。



(8)手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話をうのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、聴覚障害者等の円滑な意思疎通を図ります。

(9)移動支援事業

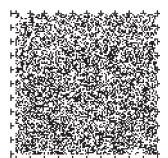
屋外での移動が困難な障害児者について、外出のための支援を行います。

(10)地域活動支援センター機能強化事業

障害者が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等を図ります。

(11)任意事業

市町の判断により、障害児者が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。



第3節 地域生活支援促進事業

障害児者が日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業実施要綱で定める事業に加え、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施します。

(1) 県地域生活支援促進事業

①発達障害児者地域生活支援モデル事業

発達障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、発達障害児者の特性を踏まえた支援手法を開発するためのモデル事業を実施します。

②かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害児者が日頃から受診する診療所の主治医等に対して、発達障害に関する国の研修の内容を踏まえた研修を実施します。

③発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

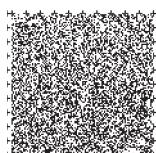
地域においても発達障害の検査・診断ができる体制の充実を図るため、拠点となる発達障害の専門的医療機関において、診療・診察への陪席や困難事例の共有などの研修を実施します。

④発達障害者支援体制整備事業

発達障害児者について乳幼児期から高齢期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化等を図るとともに、家族支援体制の整備に必要な支援を行います。

⑤障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害児者の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。



⑥障害者就業・生活支援センター事業

障害者就業・生活支援センターにおいて、職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図ります。

■障害者就業・生活支援センター

地区	名称	住所
中部地区	ワーカーズ・佐賀	佐賀市鍋島三丁目3-20鍋島シェストビル
東部地区	もしもしネット	鳥栖市弥生が丘二丁目134番地1
北西部地区	RuRi	伊万里市二里町大里乙3602番地2
南部地区	たちばな会	嬉野市塩田町大字五町田甲2147番地

⑦工賃向上計画支援事業

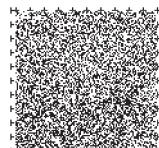
工賃水準の向上を図るための具体的な方策等を定めた「工賃向上計画」を策定し、事業所で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進し、もって障害者が地域で自立して生活することを支援します。

⑧医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児等(以下「医療的ケア児等」という。)が地域で安心して暮らしていくよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図ります。

⑨強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修)

強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成及び適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を行います。



⑩アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業

アルコール健康障害対策推進基本計画等に沿って、アルコール依存症を含むアルコール関連問題を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、アルコール関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。

⑪薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業

薬物依存症を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、薬物依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。

⑫ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業

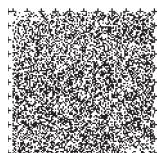
ギャンブル等依存症を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。

⑬「心のバリアフリー」推進事業

市町が実施する地域生活支援事業(理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業)との調整や連携を行うとともに、心のバリアフリー(障害福祉分野において、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。)を広めるための取組を行います。

⑭特別促進事業

障害児者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性等に応じて実施します。



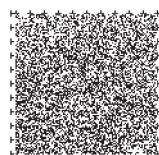
(2) 市町村地域生活支援促進事業

①障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害児者の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

②特別促進事業

障害児者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性等に応じて市町の判断で実施します。



第4節 協議会(障害者総合支援法第89条の3第1項)

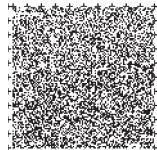
市町の総合相談窓口等に寄せられた相談から抽出された課題を、地域で解決していくために行われる実務者レベルの定例会議を主体とした協議会です。

テーマに応じた部会や個別支援会議も行われます。佐賀県では全圏域で6つの協議会が設置されています。

【主な機能】

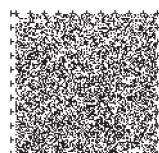
- ・地域における障害児者への支援体制に関する課題の共有
- ・地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- ・地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ・地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- ・個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・地域における課題等について、都道府県協議会への必要に応じた報告
- ・市町から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- ・障害者虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・市町又は県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・専門部会の設置、運営

など



■県内各地域における協議会

保健福祉圏域	名称	事務局	参加市町
中部	佐賀地区自立支援協議会	佐賀市役所	佐賀市 神埼市 吉野ヶ里町
	小城・多久障害者総合支援 協議会	小城市役所	多久市 小城市
東部	鳥栖・みやき地域自立支援 協議会	鳥栖市役所	鳥栖市 基山町 上峰町 みやき町
北部	北部地域自立支援協議会	唐津市役所 玄海町役場	唐津市 玄海町
西部	伊万里・有田地域自立支援 協議会	伊万里市福祉事務所	伊万里市 有田町
南部	杵藤地区自立支援協議会	嬉野市福祉事務所	武雄市 鹿島市 嬉野市 大町町 江北町 白石町 太良町
全域	佐賀県自立支援協議会	佐賀県障害福祉課	全市町



■総合相談窓口一覧（平成29年度）

圏域	名称	設置場所	時間外対応	委託先	参加市町
中部	佐賀地区障がい者総合相談窓口	佐賀市兵庫	24時間 365日	長光園、 ぷらっと	佐賀市 神埼市 吉野ヶ里町
	小城・多久障害者相談支援センター	小城市保健福祉センター(桜楽館)	24時間 365日	小城市社会福祉協議会	多久市 小城市
東部	鳥栖・三養基地区総合相談支援センター	総合相談支援センターキヤッチ	24時間 365日	総合相談支援センターキヤッチ	鳥栖市 基山町 上峰町 みやき町
北部	唐津市障がい者相談支援センター	唐津市障がい者支援センター(りんく2F)	24時間 365日	(一部委託) からつ医療福祉センター、からつ学園	唐津市
	玄海町総合相談窓口	玄海町社会福祉協議会	緊急時に は対応	玄海町社会福祉協議会	玄海町
西部	基幹型相談支援事業 伊万里・有田障害者生活支援センター	伊万里市民交流プラザ	24時間 365日	瑠璃光苑	伊万里市 有田町
南部	武雄市相談支援センター	武雄市役所 山内支所	24時間 365日	くろかみ学園	武雄市
	嬉野市障がい者等相談支援窓口	嬉野市役所 嬉野庁舎	24時間 365日	たちばな学園	嬉野市
	大町町障害者相談支援センター	大町町総合福祉保健センター美郷内	24時間 365日	たちばな学園	大町町
	白石町・江北町障がい者総合相談支援センター	白石町健康センター	24時間 365日	たちばな学園	江北町 白石町
	鹿島市(市窓口)	鹿島市福祉事務所	24時間 365日	(直営)	鹿島市
	太良町(町窓口)	太良町役場	24時間 365日	(直営)	太良町

